

公益財団法人福井県下水道公社 工事等の発注および指名業者等の選考に関する基準

第1 工事等の発注および指名業者等の選考に関する事項については、原則として、福井県が定める工事等の発注および指名業者等の選考に関する基準（昭和51年4月14日監第255号）ならびに同留意事項（平成6年4月1日総農第399号、監第337号）を準用する。

なお、特殊工事については、公益財団法人福井県下水道公社発注工事等指名業者選考委員会または福井県下水道公社発注工事等入札参加資格委員会でその都度定めるものとする。

附 則

この基準は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。